

高槻市議会災害対応マニュアル 【市議会業務継続計画（BCP）】

高槻市議会

目 次

1	高槻市議会災害対応マニュアルの目的	1
2	災害時等における議会・議員等の基本的な役割	1
3	議長及び副議長の役割	2
4	高槻市議会災害対策支援本部	2
	（1）設置基準	
	（2）構成	
	（3）対策支援本部の任務	
	（4）対策支援本部の運営	
5	議会の行動基準	3
	（1）行動基準～地震編～	
	（2）行動基準～風水害・土砂災害編～	
	（3）行動基準～大規模火災編～	
	（4）議会運営について	
	（5）議員への情報提供	
6	議会開会時における災害の初動対応	6
7	議員の行動基準	7
	（1）基本的行動	
	（2）参集指示があった場合の注意事項	
8	議会事務局の行動基準	8
9	災害時における情報の流れの概要	8
10	発生時系列の基本行動	9
11	高槻市議会業務継続計画（BCP）	11
12	風水害に対する災害タイムライン	12
13	感染症まん延時における対応基準	14
	（1）感染症における行動基準	
	（2）会議及び委員会等の対応	
	（3）議長及び副議長の役割	
	（4）議員の対応	
	（5）議会事務局の対応	
14	本マニュアルの見直し	15
	（資料）様式1 災害情報等連絡表	16
	（資料）高槻市議会災害対策支援本部設置要綱	17

1 高槻市議会災害対応マニュアルの目的

高槻市議会（以下「市議会」という。）における災害対応は、高槻市において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心した暮らしを確保するため、危機管理室をはじめとする執行機関（以下「市」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、高槻市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応ができるよう、平成31年1月に「高槻市議会災害時初動及び平常時における行動マニュアル」を策定し、令和2年に感染症対策を加えて改訂してきた。

しかしながら、近年は、全国的に豪雨災害をはじめとして自然災害が頻発している現状に加えて、感染症のリスクなど、これまでに経験したことのないような市民の安全安心を脅かす災害等の危機事象が発生している。このため、災害時の状況や対応策をできる限りあらかじめ想定し、関係者で共有した上で、それぞれの組織の機能を計画的、継続的に維持し、運用していくことが求められている。

このため、災害等の危機事象が発生した場合、市議会が初動期～中期～後期の各フェーズに合わせた議会機能を維持しながら、市が災害対応に専念できる環境を整備し、市民への迅速な災害対応に繋げることを目的に、業務継続計画（Business Continuity Plan（BCP））を含め、災害時における市議会及び議員の組織的対応を図るためのマニュアルへと改訂する。

また、災害状況等に応じて、市議会としての災害への組織的対応を図るため、高槻市議会災害対策支援本部（以下「対策支援本部」という。）の設置について新たに定める。

2 災害時等における議会・議員等の基本的な役割

議会の役割	① 議事・議決機関としての議会機能を維持し、災害対応や復旧・復興に向けた必要な議案審議を行うことができる体制を維持する。 ② 市が災害等への対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力・支援を行う。 ③ 必要に応じて対策支援本部を設置し、市議会としての災害対応に係る組織的かつ包括的な対応を図る。
議員の役割	① 議会の基本的な機能を維持し発揮するため、その構成員としての役割を担うとともに、議長又は対策支援本部の指示のもとで災害対応に当たる。 ② 議員の活動基盤である地域社会において、地域の災害救助活動や復旧活動への協力・支援に取り組みながら、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
議会事務局	① 「高槻市議会災害対応マニュアル」及び「災害時対応マニュアル（議会事務局）」等に基づき、速やかに災害等対応業務に当たる。 ② 災害等発生時においても適切に議会機能を維持できるよう、議長及び議員又は対策支援本部の支援に努める。
市と議会の役割分担	① 災害時において、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは市長以下の執行機関であり、議会は議事・議決機関として責務の範囲で、これを支援・協力することを基本とする。 ② 災害初期においては特に、職員が災害情報の収集や応急業務等に奔走し、混乱状態にあることが予測されるため、議員個々が危機管理室をはじめとした関係部署に直接、連絡を行うことは厳に慎み、関係部署への連絡は議長又は対策支援本部を通じて行うことを原則とする。

3 議長及び副議長の役割

議長及び副議長は、対策支援本部を設置するまでは議会の代表として、次に定める災害対応等を取りまとめる。

- (1) 発災後の議員の安否及び所在等の報告を集約し、全議員の状況把握に努める。
- (2) 高槻市災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）からの被災状況等の情報を議員へ情報提供し、情報の共有に努める。
- (3) 発災後に議会棟の施設点検を行い、議会事務局を通じて災害対策本部等に報告する。
- (4) 各議員からの災害情報等を集約し、災害対策本部等に提供又は問い合わせを行う。
- (5) 災害状況や災害対策本部等の設置状況に応じ、市議会に対策支援本部を設置し、市議会の災害対応の体制を対策支援本部に移行させる。

4 高槻市議会災害対策支援本部

(1) 設置基準

議長は、次の場合に対策支援本部を設置することができる。なお、議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

- ① 高槻市災害対策本部が設置されたとき。
- ② 市域内に大規模な被害が発生する気象予報等が発表されたとき。
- ③ その他議長が必要と認めるとき。

(2) 構成

対策支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- ① 本部長は、議長をもって充て、対策支援本部を代表し、その事務を統括する。
- ② 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。また、本部長及び副本部長ともに事故等があるときは、本部員の互選により本部長の代理を選任し、本部長の職務を代理する。
- ③ 本部員は、2人以上の所属議員を有する会派の代表者をもって充て、本部長の命を受け対策支援本部の事務に従事する。また、本部員に事故があるときは、当該本部員の所属会派のうちから代理者を会議に出席させることができる。
- ④ その他、本部長が必要と認めるときは、①～③に掲げる者以外に対し、対策支援本部の会議に出席を求めることができる。なお、無所属の議員においては構成員外議員として会議に同席することができるとともに、本部長が発言を認めるときには、意見等を述べることができる。

(3) 対策支援本部の任務

- ① 発災後の議員の安否及び所在等の報告を集約し、全議員の状況把握に努めること。
- ② 発災後に議会棟の施設点検を行い、議会事務局を通じて災害対策本部等に報告すること。
- ③ 災害対策本部等からの被災状況等の情報を議員へ情報提供し、情報の共有に努めること。
- ④ 地域の災害情報や要望等を集約し、災害対策本部等に提供又は申し入れなどを行うこと。
- ⑤ 国・府等への要望を行うこと。
- ⑥ その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(4) 対策支援本部の運営

- ① 対策支援本部は、合議制の組織として、構成員による協議等により意思決定を行うことを基本とする。
- ② 本部長は、災害対策本部等が解散された場合又は本部長が対策支援本部の設置を要しないと判断した場合に対策支援本部を解散する。

5 議会の行動基準

(1) 行動基準～地震編～

配備区分	配備基準	市配備職員		市議会配備体制
情報収集体制	本市域で震度4を観測した場合	災害警戒本部	ア 情報収集体制対象部の一部の職員 イ 災害警戒本部会議出席者	・議長及び副議長は議会事務局を通じて情報収集を行う。 ・議員は各自での対応を基本とする。
	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合		本部事務局の一部の職員	
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表された場合		ア 本部事務局の一部の職員 イ 災害警戒本部会議出席者	
			状況に応じて配備指示された職員	
第1次防災体制	本市域で震度5弱を観測した場合	災害対策本部	ア 全ての対策部の一部の職員 イ 全ての方面隊長、副隊長及び基地避難所班長 ウ 災害対策本部会議出席者	・議長は対策支援本部を設置し、必要に応じて会議を招集する。 ・議員は対策支援本部の決定があるまでは各自で対応 ・議会事務局は、方面隊を除く職員の1/4～1/2の職員が出勤
	状況に応じて配備指示された職員			
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断される場合		ア 全ての対策部の一部の職員 イ 災害対策本部会議出席者	
第2次防災体制	本市域で震度5強以上を観測した場合		全職員	・議長は対策支援本部を設置し、会議を招集する。 ・議員は対策支援本部の決定に従い対応 ・議会事務局は方面隊を除く全職員出勤

(2) 行動基準～風水害・土砂災害編～

配備区分	配備基準	市配備職員		市議会配備体制
情報収集体制	市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	災害警戒本部	情報収集体制対象対策部の一部の職員	・議長及び副議長は議会事務局を通じて情報収集を行う。 ・議員は各自での対応を基本とする。
	小規模な災害等が発生した場合		警戒体制対象対策部の一部の職員	
警戒体制	本市域に気象警報が発表された場合		災害警戒本部会議出席者	
—	台風が大阪府に接近するおそれがある場合		災害警戒本部会議出席者	
第1次防災体制	ア 水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合 イ 本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合 ウ 本市域に特別警報が発表された場合 エ 台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所を開設すると判断される場合	災害対策本部	ア 全ての対策部の一部の職員 イ 避難情報等判断・伝達マニュアルに定める方面隊 ウ 災害対策本部会議出席者	・議長は対策支援本部を設置し、必要に応じて会議を招集する。 ・議員は対策支援本部の決定があるまでは各自で対応 ・議会事務局は、複数名の職員が出勤
			状況に応じて配備指示された職員	
第2次防災体制	ア 淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合 イ 中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合		全職員	・議長は対策支援本部を設置し、速やかに会議を招集する。 ・議員は対策支援本部の決定に従い対応 ・議会事務局は方面隊を除く 全職員出勤

(参考) 各避難情報の発令時の配備区分

配備区分	淀川	淀川以外の河川	土砂災害
第1次防災体制	高齢者等避難	高齢者等避難・避難指示 ※市内全域の被害と判断される場合は、第2次防災体制に移行	高齢者等避難・避難指示 ※市内全域の被害と判断される場合は、第2次防災体制に移行
第2次防災体制	避難指示 緊急安全確保	緊急安全確保	緊急安全確保

(3) 行動基準～大規模火災編～

配備区分	配備基準	市配備職員		市議会配備体制
警戒体制	ア 火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合 イ 本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要な場合	災害警戒本部	ア 警戒体制対象対策部の一部の職員 イ 災害警戒本部会議出席者	・議長及び副議長は議会事務局を通じて情報収集を行う。 ・議員は各自での対応を基本とする。
第1次防災体制	大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合	災害対策本部	ア 全ての対策部の一部の職員 イ 火災状況に応じて配備指示された方面隊 ウ 災害対策本部会議出席者 状況に応じて配備指示された職員	・議長は対策支援本部を設置し、必要に応じて会議を招集する。 ・議員は対策支援本部の決定があるまでは各自で対応 ・議会事務局は複数名の職員が出勤

(4) 議会運営について

- ①議長又は対策支援本部は、「6 議会開会時における災害の初動対応」に基づき、会議又は委員会の開催可否など検討する。
- ②議会運営委員会の所管に係る事務については、議長又は対策支援本部で検討後、議会運営委員会で審議、決定する。
- ③復旧・復興に向け、必要な条例や予算等は速やかに審議する。
- ④議長は、議事・議決機関の責務を果たすなどの目的のために必要と判断した場合、全員協議会を招集する。

(5) 議員への情報提供

市長が災害対策本部を設置した以降、議長又は対策支援本部は、災害対策本部の会議内容(会議終了後に提供)や、市が報道機関へ情報提供する内容(報道提供前に提供)等を、メール等で議員に情報提供する。

また、必要に応じて市から直接、議員に情報提供等を行うよう市に要請する。

6 議会開会時における災害の初動対応

《初動時》

災害	被災状況	行 動 内 容
地震	発災直後	① 原則、「暫時休憩」し、市に発災状況等の報告を求める。 ② 市は発災状況の情報収集に当たる。 ③ 議員（委員）は、その場で待機する。但し、議長（委員長）の指示がある場合を除く。 ※ 状況に応じ、傍聴者への避難誘導や案内等を最優先する。
風水害	発災前	① 気象庁等の情報及び市の対応に基づき、会議等の当日までに、正副議長、議会運営委員会の正副委員長及び常任委員会等の正副委員長で調整する。 ② ①の調整の結果、会議等に影響が予測される場合は、会議時間の変更、会議日の変更、会期の延長等を行う。
	会議等中に発生	① 議長（委員長）は、会議等中に、市から災害が発生し、又は発生するおそれがある旨の説明があった場合は、「暫時休憩」し、市に報告を求める。 ② 議員（委員）等は、その場で待機する。但し、議長（委員長）の指示がある場合を除く。

《市からの災害情報等の報告後》

災害対策本部を設置しない場合	安全確認のもと、休憩前に引き続き「再開」する。 但し、状況に応じて議会運営委員会にて協議する。
災害対策本部を設置する場合	（１）定例会・臨時会の延会 ①会議を「再開」し、「延会」の決定をする。 ②議員は、「延会」の決定後、議長の指示があるまで、控え室で待機する。 （２）委員会等 ①委員会等を「再開」し、「中止」の決定をする。 ②「中止」の決定後、委員及び登庁議員は議長からの指示があるまで、控え室で待機する。 （３）例外 市の災害状況に応じ、会議等が可能であるとの議長又は委員長の判断により、休憩前に引き続き「再開」する。
「延会」又は「中止」措置後の再開又は自然閉会	【翌日以降（会期中）に再開できる場合】 議会運営委員会を経て、会議等を「再開」し、延会又は中止したところから審議等を行う。 【会期中に再開できない場合】 ① 会議は、審議未了のまま自然閉会となる。 ② その後の取り扱いは、議会運営委員会に諮り決定する。

7 議員の行動基準

(1) 基本的行動

① 安全の確保

議員は、発災時において、速やかに自身等の安全確保を行った上、被災者がいる場合は、救出および支援を行う。

② 安否情報の報告及び連絡手段

- ・ 議員は、本市域で震度 5 弱以上の地震を観測した場合、速やかに「議員名」「安否・被災状況」「所在」等を以下の連絡手段により議会事務局へ報告する。
- ・ その他の災害の場合は、議会事務局から安否確認の連絡があれば、同様に速やかに議会事務局に報告する

【安否情報に係る連絡手段の優先度】

安否情報の連絡は、被災状況等に応じながら、優先度第 1 の手段から試みることを

優先度	連絡手段	連絡先
第 1	elgana (エルガナ)	チャットアプリのグループトークで連絡
第 2	メール (Gmail)	gikaijim-82@city.takatsuki.osaka.jp
第 3	電話	072-674-7212

③ 地域活動と議会事務局への問い合わせ

- ・ 最寄りの地域等において、災害救助活動や復旧活動への協力・支援に取り組みながら、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう地域の一員として活動するとともに災害等にかかる情報収集を行う。
- ・ 発災直後は、災害対策本部等に寄せられる被災情報や要望等が錯綜し、混乱状態に陥ることが予測されるため、議員は、災害対策本部や担当課に直接電話などで連絡するのではなく、議員として個別に問い合わせ等を行う事案がある場合は、議会事務局に連絡する。
- ・ 議員の個別案件に係る問い合わせ等は、様式 1 「災害情報等連絡表（16 ページ参照）」を Gmail で議会事務局に提出、又は様式 1 に準じた内容を Gmail 本文で連絡する。
- ・ 救命・救助に係る情報は緊急通報（119 番）するなど、市民の生命に関わる緊急性の高い連絡においては、消防本部をはじめとした関係機関へ直接、連絡する。

④ 参集準備

- ・ 対策支援本部からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、所在を明らかにする。
- ・ 参集指示があった場合は、可能な限り登庁し、議会の構成員としての役割を果たすため、議長又は対策支援本部の指示のもとで災害対応に当たる。
- ・ 【地震災害時】本市域で震度 5 強以上の揺れを観測した場合は、対策支援本部の構成員（本部長、副本部長、本部長（会派代表者））は全員参集すること

(2) 参集指示があった場合の注意事項

① 参集指示により登庁する際の服装等

- ・ 登庁にあたっては、原則、貸与されている災害服及びヘルメット（状況により帽子）を着用するとともに、状況に応じて軍手、長靴・運動靴等を着用し、自己の安全管理に努める。
- ・ 登庁途中に確認した情報等を登庁後速やかに議長に報告する。

②登庁できない場合

- ・議員本人又は家族が負傷し、あるいは住居等が損壊し危険な状態にあるなど、自らが被災し、参集指示に応じることができない場合は、議長にその旨を報告する。
- ・道路の損壊や河川の氾濫等により登庁できない場合は、登庁可能となるまでは、議会に登庁できない状況を議長に報告の上、地元居住地域などで活動する。

8 議会事務局の行動基準

① 安全確保、避難誘導

- ・速やかに自身等の安全確保を行い、被災者がいる場合は、その救出および支援を行う。
- ・会議(本会議、委員会等)開催中に災害発生した場合、議長、委員長等の指示に従い、議員及び傍聴者の避難誘導を行う。非開催時の場合も、議会棟内の市民の避難誘導を行う。

② 議員の安否確認

- ・災害の発生又は議会事務局の連絡から長時間を経過しても連絡がない議員については、議会事務局から可能な連絡手段(自宅への訪問等)で、本人の被災状況等を確認する。

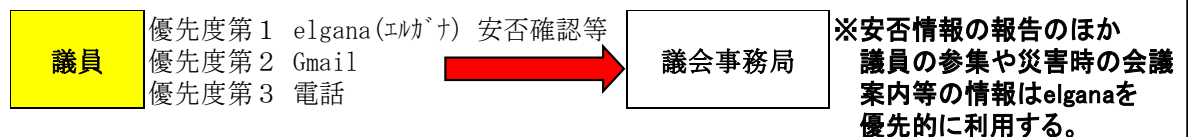
③ 基本行動

- ・議会棟の施設の被災状況を確認し、必要に応じて、市に報告する。
- ・被災した議会棟の施設の復旧と対策支援本部の開催場所の確保を行う。
- ・議会事務局長は災害対策本部等の会議に災害対策本部員として出席し、情報収集に努めるとともに、議員からの情報を議長(本部長)に報告し、その後の対応について調整する。

9 災害時における情報の流れの概要

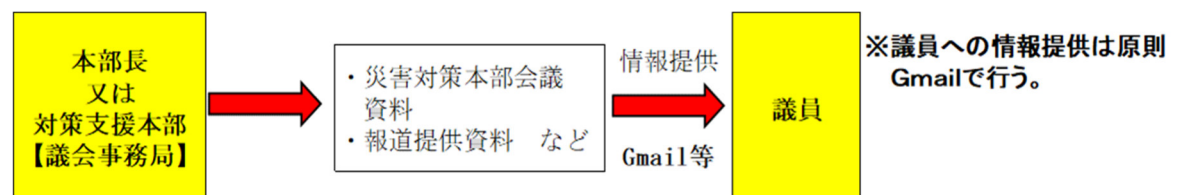
① 安否情報の報告(7ページ参照)

議員は、本市域で震度5弱以上の地震を観測した場合、速やかに安否情報等を議会事務局に報告する。



② 議員への情報提供(5ページ参照)

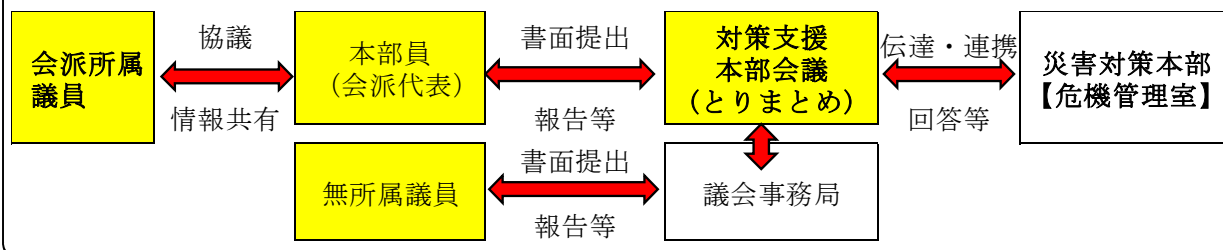
議長又は対策支援本部は、災害対策本部の会議内容や、市が報道機関へ情報提供する場合等を、メール等で議員に情報提供する。



③ 要望等の申し入れなど(2ページ参照)

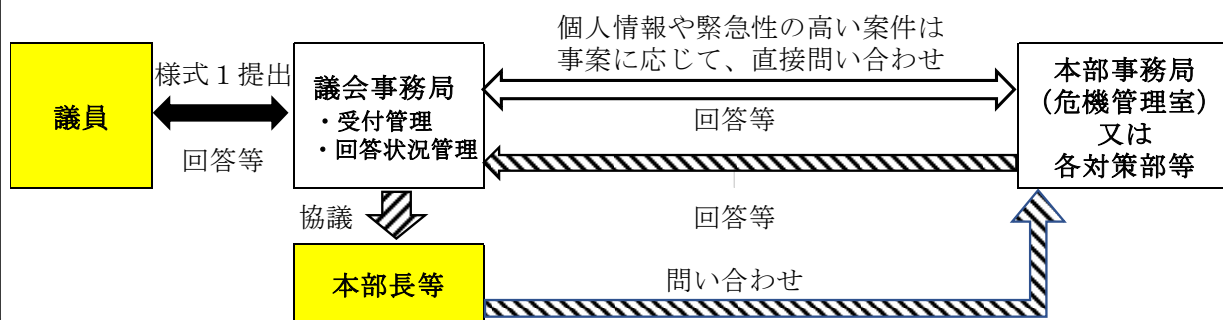
次の事項は、対策支援本部を経てとりまとめた上で、災害対策本部等に提出する。

- ア 被災地域における復旧工事等の要望など（被害拡大防止の応急仮工事等を除く）
- イ 避難所の運営方法等の要望など（各避難所の個別事情の問い合わせを除く）
- ウ 国、大阪府に対する緊急要望の取りまとめに関する事
- エ その他、本部長が必要と判断した事項



④ 個別の案件の問い合わせなど(7ページ、16ページ参照)

議員の個別案件に係る問い合わせ等は、様式1「災害情報等連絡表」をGmailで議会事務局に提出、又は様式1に準じた内容をGmail本文で連絡する。議会事務局で受け付けた情報は、適宜、対策支援本部長又は副本部長等と協議の上、円滑な災害対応に配慮しながら、担当窓口で連絡する。但し、個人情報を含む内容や議会事務局で緊急性が高いと判断する内容は、事案に応じて直接、本部事務局又は各対策部等の担当所属に連絡する。



※様式1「災害情報等連絡表」は16ページを参照

※市民の生命に関わる緊急性の高い緊急通報等においては、消防本部をはじめとした関係機関に直接、連絡する。

10 発生時系列の基本行動

初動期(発災から概ね24時間)

① 対策支援本部の設置・活動

- ・議長は、議会事務局長を通じ、市の災害対策本部等の設置状況を確認する。
- ・災害対策本部等が設置された場合は直ちに、又設置されない場合にも議長判断により必要と認められる時は、対策支援本部を設置する。
- ・議長(本部長)は、災害対策本部等に市議会において対策支援本部が設置されたことを連絡する。
- ・対策支援本部は、所掌事項に従って活動を行い、災害対策本部等からの情報を踏まえ、活動を行う。

② 議会運営の検討

- ・議長又は委員長等は、会議開催中の場合には、休憩又は散会を判断する。
- ・議長又は委員長等は、会議開催前についても、会議の開催可否や延期など検討する。

中期(発災から概ね2～7日目)

① 対策支援本部の活動

- ・議員から提供された地域の被災状況を集約し、議会事務局を通じ災害対策本部等に提供する。
- ・災害対策本部等から入手した災害等の情報を全議員に伝達する。

② 災害対策本部との連携

- ・災害対策本部等の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ議会事務局を通じ、災害対策本部等に対して災害等の情報の提供を依頼する。
- ・対策支援本部において集約した情報の中で、市民の安全確保のため早急な対応が必要と認められる場合には、災害対策本部等に対応を要望する。

③ 議会運営の検討

- ・議長又は委員長等は、会議開催前についても、会議の開催可否や延期など検討する。
- ・必要に応じ、議会日程の変更等について検討する。

④ 市民への情報提供

- ・災害にかかる市議会の動きについて、必要な情報を提供する。

後期(発災から概ね8日目以降)

① 対策支援本部の活動

- ・議員から提供された地域の被災状況を集約し、議会事務局を通じ災害対策本部等に提供する。
- ・災害対策本部等から入手した災害等の情報を全議員に伝達する。

② 災害対策本部との連携

- ・災害対策本部等の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ議会事務局を通じ、災害対策本部等に対して災害等の情報の提供を依頼する。
- ・対策支援本部において集約した情報の中で、市民の安全確保のため早急な対応が必要と認められる場合には、災害対策本部等に対応を要望する。

③ 関係機関等への働きかけ

- ・迅速な復旧・復興の実現に向けて、対策支援本部で案を検討・調整した内容について、議会として、国、府、関係機関等に対し要望などの活動を行う。

④ 議会運営の検討

- ・議会運営について、本会議や各委員会、議会運営委員会等の開催や協議事項を調整する。

⑤ 市民への情報提供

- ・災害にかかる市議会の動きについて、必要な情報を提供する。

11 高槻市議会業務継続計画(BCP (Business Continuity Plan))

業務継続計画は、大規模地震等発生時に通常業務に加え、災害応急・復旧対策に取り組みながら、議事・議決機関としての機能を維持していくことに主眼を置いた計画である。そこで、平成30年大阪府北部地震、有馬高槻断層帯地震及び南海トラフ地震の発生時において取り組むべき業務を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時期及び業務終了見込み時期を定めるとともに、休止業務を明確化することで、災害直後から円滑かつ適切な議会運営を図る。

必要度		内容
非常時 優先業務	応急業務	災害時に行う、優先度が高い初動・応急対策業務
	優先通常業務	通常業務のうち、大規模地震等発生時においても優先すべき業務
休止業務		通常業務のうち、休止・延期することがやむを得ない業務

【平成30年大阪府北部地震・有馬高槻断層帯地震・南海トラフ地震を想定した業務計画】

(1) 応急業務

非常時優先業務 (応急業務)	業務実施時期						
	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
問合せ対応含む運営全般							
通常業務の調整や中止案内							
事務局職員の安否確認							
所管施設の被害状況の調査 及び緊急措置							
・議員の安否確認 ・議員との情報共有及び 連絡調整							
・対策支援本部の運営							

※事務局職員の安否確認は、有馬高槻断層帯地震の想定のみ「3日以内」までの計画とする

(2) 優先度の高い通常業務

非常時優先業務 (優先通常業務)	業務実施時期						
	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
本会議等の運営事務 (議決処理含む)							
議員報酬に係る事務等							
政務活動費に係る事務等							

(3) 休止業務

議会事務(調査事務、会議録の調製等)

12 風水害に対する災害タイムライン

本市においては、淀川をはじめ大きな河川が市内外を流下しており、台風等の大雨の影響で河川水位が増し、河川堤防が決壊した場合、大規模な水災害が発生することが予測される。このため、災害発生後の対応へ迅速に移行できるよう、淀川の堤防決壊を想定した災害タイムラインを定める。

災害タイムラインは、台風等の接近に伴う大規模水害が発生することを前提に、時間軸（タイムライン）に沿って具体的な災害対応の行動時期を定め、災害時に実践していくことを目的とする。

《災害対応における災害タイムラインの位置づけ》

	災害時の対応	
	災害発生前	災害発生後
進行型災害 (風水害)	災害タイムライン	
突発型災害 (地震災害)		
		業務継続計画(BCP)

《災害タイムライン（風水害）》

フェーズ	情報収集期		災害警戒期				応急対策期		
時間帯	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
	72時間前～ 48時間前	48時間前～ 24時間前	24時間前～ 8時間前	8時間前～ 2時間前	2時間前～ 1時間前	1時間前～ 0時間	0時間～ 3時間後	3時間後～ 24時間後	24時間以降
気象情報等	大雨洪水注 意報	大雨洪水暴 風警報	大雨特別警報				大雨特別警報解 除		
淀川の水位状況			水防団待機 水位突破	氾濫注意水 位突破	避難判断水位突 破	氾濫危険水位 突破			
市内の状況		内水氾濫 発生	内水氾濫 拡大				堤防決壊	浸水区域 拡大	浸水区域 縮小
高槻市防災体制	警戒体制		第1次防災 体制		第2次防災 体制				
避難情報発令状況			警戒レベル3 高齢者等避難				警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	緊急安全確保 区域縮小
避難場所開設状況			台風等初期 避難場所		淀川対象 避難場所			緊急避難 場所閉鎖	
市議会防災体制	各自での対応を基本		支援対策本部設置 (必要に応じて会議招集)		支援対策本部を設置し、会議を招集 (議員は対策支援本部の決定に従い行動)				
防 災 行 動 の 種 別			防 災 行 動 の 実 施 時 期						
①市議会議員との連絡調整				●	●	●	●	●	→●
②市議会議員に避難場所開設情報発表の報告 (台風等初期避難場所)			●						
③市議会議員に避難情報発令の報告 (警戒レベル3高齢者等避難)					●				
④市議会議員に避難情報発令の報告 (警戒レベル4避難指示)						●			
⑤市議会議員の安否確認							●		
⑥市議会議員に避難情報発令の報告 (警戒レベル5緊急安全確保)							●		
⑦市議会議員に避難情報発令の報告 (警戒レベル5緊急安全確保区域縮小)									●

【市議会の災害タイムライン】

(1) 情報収集期(72時間前～24時間前)

- ・議長及び副議長は議会事務局を通じて情報収集を行う。
- ・市の災害警戒本部からの情報提供は、本部事務局（危機管理室）からの発出を基本とする。
- ・議員は各自で災害に備えた対応を行うことを基本とする。
- ・議会事務局は、台風等接近に備えて、事前に議会棟の施設の安全点検を行い、会期中における傍聴者がいる場合は、注意喚起を行う。

(2) 災害警戒期(24時間前～0時間前)

《8時間前～2時間前》

- ・市の災害対策本部が設置され第1次防災体制に移行し、台風等初期避難場所が開設される。
- ・議長は、市の第1次防災体制の移行を踏まえて、議会に対策支援本部を設置し、必要に応じて会議を招集する。
- ・議員は対策支援本部の決定があるまでは、必要に応じて、各地域の活動に従事する
- ・議会事務局は各議員に対し、避難場所開設情報などの災害対応等の情報提供や災害に備えた連絡調整を行う。
- ・議員からの災害対応に係る情報提供及び問合せについては、議会事務局を通じて対策支援本部において集約して対応するものとし、災害対応の全期間を通じて、議員が直接、執行部等に問い合わせを行うことは慎む。

《2時間前～1時間前》

- ・淀川洪水予報（氾濫警戒情報）や枚方観測所における避難判断水位の状況を踏まえて警戒レベル3高齢者等避難情報を発令。
- ・各議員に対し、淀川の水位が避難判断水位に到達したことを受けて、淀川に対する警戒レベル3高齢者等避難情報を発令したことや避難場所開設情報などの報告を行う。

《1時間前～0時間》

- ・枚方観測所において氾濫危険水位を突破し、災害対策本部は第2次防災体制に移行。警戒レベル4避難指示が発令され、淀川対象の避難場所を開設。
- ・第2次防災体制への移行を受けて、対策支援本部の会議を招集し、情報収集や災害対応の協議を行う。
- ・各議員に対し、警戒レベル4避難指示に基づく避難情報や避難場所開設状況、被害状況や災害対応状況及び被災者に対する生活情報についての報告とともに、対策支援本部の決定事項等を連絡する。

(3) 応急対策期(0時間(堤防決壊)～24時間後)

《0時間（堤防決壊）～3時間後》

- ・淀川堤防から越流が発生し、堤防が決壊し、警戒レベル5緊急安全確保が発令
- ・議会事務局は議員の被災状況や安否情報を確認する。
- ・各議員に対し、淀川の堤防が決壊したことを受けた淀川に対する警戒レベル5緊急安全確保の発令状況などについて報告を行う。
- ・対策支援本部は、議員の被災状況や安否情報とともに、災害対策本部等及び議員からの情報の集約を行う。

《3時間後～24時間後》

- ・淀川の水位は低下しはじめるが、浸水区域は拡大し、氾濫水が帯水
- ・防災体制等は継続し、被害状況等の情報収集と共有に努める。

《24時間後以降》

- ・浸水家屋や家屋の流出が発生し、一部地域ではライフラインが途絶するが、淀川の水位が避難判断水位を下回り、警戒レベル5緊急安全確保の区域が縮小される。
- ・各議員に対して、淀川の浸水区域が縮小したことを受け、淀川に対する警戒レベル5緊急安全確保（区域縮小）の発令や被害状況等の報告を行う。

13 感染症まん延時における対応基準

社会生活に重大な影響を及ぼす感染症のまん延・拡大時においても、市議会としての感染防止策を講じながら、議事・議決機関としての機能を維持していく必要がある。感染症の種類や感染拡大状況による国・府からの通知を踏まえ、市との連携を図りながら、議員と市職員及び市民等の感染症からの安全を確保しながら、適切な対応に努める。

なお、本項の「感染症」は、国により新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に規定される新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた感染症を示すものとする。

(1) 感染症における行動基準

① 予防・まん延の防止

- ・厚生労働省通知に基づく基本的な感染対策を徹底する。
- ・感染状況に応じて、会議の傍聴希望者の制限を行う。
- ・まん延状況等に応じて、議員（委員会・会派を含む）の出張及び外部からの視察等の受入れの制限を行う。

② 議会内での感染症発生時の対応

- ・議員は、自身及び同居家族の健康状態を継続的に把握する。
- ・議員及び議会事務局職員の感染等が判明した場合は、保健所等の指示に従い行動するとともに議会事務局に連絡する。
- ・議員及び議会事務局職員の同居家族の感染等が判明した場合の取扱いは、市の対応に倣って行うことを基本とする。

(2) 会議及び委員会等の対応

会議の際、議場及び委員会等を運営する場合の注意事項

① 会議、議事日程の調整

- ・議会運営委員会において、会議に係る会期、日程等を協議、決定する。
- ・市民生活に影響のある議案等の審議を優先しながら、3密（密閉、密集、密接）を考慮の上、審議に当たっての時間短縮などに努める。

② 議員、理事者等の出席

- ・議員は、3密を防止することを目的に、本会議場及び全員協議会室などに分散して入室することを検討する。
- ・理事者等の出席は、議案審議等に必要な最小限の人員とすることを要請することができる。

③ 会議の傍聴

- ・緊急事態宣言などの緊急時は、傍聴席を減席できるものとする。
- ・会議の傍聴に関することは議会運営委員会で協議し決定する。

- ・議会の傍聴に関して感染防止のために特別な対応を行う場合は、市議会ホームページ等で事前に案内をする。

(3) 議長及び副議長の役割

- ①議長及び副議長は、市議会を代表し、次の項目についてとりまとめる。議長及び副議長はお互いに連携し、議員及び議会事務局職員の健康状態の把握に努める。
- ②議会運営については、議長及び副議長と議会運営委員会が連携し、感染症のまん延状況や市の対応を踏まえながら運営方法を協議する。
- ③議長は、高槻健康管理対策本部の設置など、市の対応状況を踏まえた必要性に応じて、「4 高槻市議会災害対策支援本部」に基づき対策支援本部を設置し、市議会としての組織対応の徹底を図る。

(4) 議員の対応

- ①自身(その家族を含む)の健康状態を継続的に把握する。
- ②自身又は同居する家族等の感染等が判明した場合は、保健所等の指示に従い行動する。
- ③議員からの感染情報や要望等は、議長又は対策支援本部を通じて市に伝達し、回答も議長又は対策支援本部を通じて議員と情報共有することを原則とする。

(5) 議会事務局の対応

- ①議員及び議会事務局職員の健康状態を必要に応じて聞き取り等により確認する。
- ②議員及び議会事務局職員に感染者が出た場合、必要に応じて行動歴を確認し、必要な箇所について速やかに消毒を行う。
- ③市からの感染情報等を収集し、必要に応じて、議長又は対策支援本部を通じて、若しくは、市から議員に直接、情報を伝達するよう取り計らう。

14 本マニュアルの見直し

本マニュアルは、市の各種計画等との整合性を常に図るよう努めるとともに、災害対策や感染症等の状況に適切に対応できるよう、状況や体制等の変化又は必要性に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

様式1

災害情報等連絡表

議員氏名		➡	整理番号	
提出日時	月 日 ()		受 付 者	
	時 分		受付日時	月 日 () 時 分

発生場所	住所又は施設名、地区など
発生日時	月 日 (曜日) 時 分
被害状況 対応状況 概要など	
問い合わせ 要望など	

提出先:議会事務局

Gmail:gikaijim-82@city.takatsuki.osaka.jp(様式に準じてメール本文での連絡も可)

FAX :072-674-7217

TEL :072-674-7213

《議会事務局処理欄》

依頼先		➡	回答内容	完了 ・ 対応困難 ・ 対応未定 ・ その他		
依頼日	月 日		回答日	月 日	議会事務局 確認	

高槻市議会災害対策支援本部設置要綱

令和7年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市議会災害対策支援本部（以下「対策支援本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に対策支援本部を設置することができる。

- (1) 高槻市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市域内に大規模な被害が発生する気象予報等が発表されたとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 対策支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、議長をもって充て、対策支援本部を代表し、その事務を統括する。
- (2) 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。また、本部長及び副本部長ともに事故があるときは、本部員の互選により本部長の代理を選任し、本部長の職務を代理する。
- (3) 本部員は、2人以上の所属議員を有する会派の代表者をもって充て、本部長の命を受け対策支援本部の事務に従事する。また、本部員に事故等があるときは、当該本部員の所属会派のうちから代理者を会議に出席させることができる。
- (4) 前各号に定める者以外で、本部長が必要と認めるときは、対策支援本部の会議に出席を求めることができる。
- (5) 無所属の議員においては、構成員外議員として会議に同席することができるとともに、本部長が発言を認めるときには、意見等を述べることができる。

(所掌事務)

第4条 対策支援本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 発災後の議員の安否及び所在等の報告を集約し、全議員の状況把握に努めること。
- (2) 発災後に議会棟の施設点検を行い、議会事務局を通じて災害対策本部等に報告すること。
- (3) 災害対策本部等からの被災状況等の情報を議員へ情報提供し、情報の共有に努めること。
- (4) 地域の災害情報や要望等を集約し、災害対策本部等に提供又は申し入れなどを行うこと。
- (5) 国・府等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(運営)

第5条 対策支援本部は、合議制の組織として、構成員による協議等により意思決定を行うことを基本とする。

2 本部長は、災害対策本部等が解散された場合又は本部長が対策支援本部の設置を要しないと判断した場合に対策支援本部を解散する。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、対策支援本部の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策支援本部の運営に必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

高槻市議会災害対応マニュアル

【市議会業務継続計画(BCP)】

令和7年(2025年)3月改訂